

新型コロナウイルス感染症関連情報

申請はお済みですか

◆特別定額給付金

市民生活の支援を行うため、特別定額給付金(1人10万円)の給付を行っています。まだ申請をしていない人は期限内に申請をお願いします。

申請受付期限

○郵送申請 8月13日(木)まで(当日消印有効)

※申請書に必要事項を記入、押印の上、必要書類(本人確認書類および振込先口座の分かる書類の写し)を同封の返信用封筒にて返送してください。

○オンライン申請 7月31日(金)まで

問い合わせ 政策秘書課特別定額給付金担当

◆小規模事業者等支援給付金

受付期間 8月31日(月)まで

対象 次の全てを満たす事業者

○市内に本社または主たる事業所を持つ小規模企業・個人事業主

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月から6月までのいずれかの月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少した事業者

※個人事業主で、事業収入以外の収入が事業収入より多い場合は、その事業にかかる開業届、営業許可証、許認可

証のいずれかの写しを提出してください。

支給金額 10万円(1事業者)

申請先 産業振興課商工観光担当

問い合わせ 総合相談窓口

☎985-5521

◆テイクアウト等事業補助金

受付期間 8月31日(月)まで

対象 市内に店舗等のある飲食店で、外出自粛要請を受けて新たにテイクアウトや宅配を始める(始めた)飲食事業者

補助金額 10万円以内(1事業者)

申請先 産業振興課商工観光担当

問い合わせ 総合相談窓口

☎985-5521

飯能警察署からのお知らせ

今後、新型コロナウイルス感染症の対策に乗じた詐欺の電話がかかってくるものが予想されます。「詐欺の犯人と話さない」「詐欺の犯人に電話しない」ことが最大の防犯対策です。

○給付金に関して「ATMに行ったら「暗証番号を教えて」「手数料を振り込んで」などの電話やメールは詐欺です。こうした電話やメールが来た場合は対応することなく警察にご連絡ください。

問い合わせ 飯能警察署生活安全課

☎972-0110

新しい生活様式における

熱中症予防行動のポイント

感染症防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、3密(密集・密接・密閉)を避けるなどの「新しい生活様式」が求められています。次のポイントに気をつけましょう。

◆暑さを避けましょう

○エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整する

○換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整する

○暑い日や時間帯は無理をしない

○涼しい服装にする

○急に暑くなった日は特に注意する

◆こまめに水分補給しましょう

○のどが乾く前に水分補給をする

○1日当たり1.2ℓを目安にする

○大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに補給する

◆適宜マスクを外しましょう

○気温・湿度の高い中でのマスク着用は注意する

問い合わせ 保健相談センター ☎985-5122

※環境省・厚生労働省の「令和2年度の熱中症予防行動(リーフレット)」を参考に、日高市が作成しました。

○マスクを着用しているときは、

負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとる

○屋外で十分な距離(2m以上)を確保できるときはマスクを外す

◆日頃から健康管理をしましょう

○体温測定、健康チェックをする

○体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養する

○暑くなり始めの時期から適度に運動する

○水分補給を忘れずに、無理のない範囲で運動する

○「やや暑い環境で」「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度運動する

◆一般的な相談のほか、感染が疑われる場合

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570-783-770(24時間受け付け)